

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和元年11月1日

**【会社名】** ルネサスエレクトロニクス株式会社

**【英訳名】** Renesas Electronics Corporation

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長兼CEO 柴田 英利

**【本店の所在の場所】** 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

**【電話番号】** 03(6773)3000(代表)

**【事務連絡者氏名】** 企業法務部長 橋口 幸武

**【最寄りの連絡場所】** 東京都江東区豊洲三丁目2番24号

**【電話番号】** 03(6773)3000(代表)

**【事務連絡者氏名】** 企業法務部長 橋口 幸武

**【届出の対象とした募集有価証券の種類】** 新株予約権証券

**【届出の対象とした募集金額】** その他の者に対する割当

2019年度新株予約権第11号	168,935,400円
2019年度新株予約権第12号	0円

発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額

2019年度新株予約権第11号	169,164,000円
2019年度新株予約権第12号	732,900円

(注)

1. 本募集は、令和元年9月24日付の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションを目的として、新株予約権を発行するものであります。
2. 新株予約権の行使期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

**【安定操作に関する事項】** 該当事項はありません。

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年9月24日に関東財務局長に提出した有価証券届出書(令和元年9月26日及び令和元年10月30日に当該有価証券届出書に係る訂正届出書を関東財務局長に提出)の記載事項のうち、令和元年10月31日に「発行数」、「発行価額の総額」、「発行価格」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定しましたので、これらに関する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## 2 【訂正事項】

### 第一部 証券情報

#### 第1 募集要項

- 1 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第11号)
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 2 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第12号)
  - (1) 募集の条件
  - (2) 新株予約権の内容等
- 3 新規発行による手取金の使途
  - (1) 新規発行による手取金の額

## 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第11号)】

## (1)【募集の条件】

(訂正前)

発行数	2,349個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	155,034,000円 (注) 上記金額は、本有価証券届出書提出時の見込額(令和元年9月20日時点の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準とします。)です。
発行価格	<p>発行価格は、二項モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に付与株式数を乗じた金額とします。 但し、二項モデルによる算定方法は以下の通りです。</p> <p>割当日から権利行使終了日までの期間<math>T</math>を間隔<math>\Delta t</math>で等分割したとき、時点<math>(j)</math>におけるオプション価値<math>C_{i,j}</math>は、株価変動性<math>\sigma</math>、無リスクの利子率<math>r</math>、配当利回り<math>q</math>を用いて、</p> $C_{i,j} = e^{-r\Delta t}(pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j}) \quad \dots (1)$ $p = \frac{e^{(r-q)\Delta t} - d}{u - d}$ $u = e^{\sigma\sqrt{\Delta t}}$ $d = e^{-\sigma\sqrt{\Delta t}}$ <p>と表すことができる。</p> <p>また、権利行使終了日時点におけるオプション価値は、株価<math>S</math>、行使価格<math>X</math>を用いて、</p> $C_{N,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{N-j} - X, 0) \quad j=0,1,2,\dots,N$ <p>となる。ここで、<math>N = \frac{T}{\Delta t}</math>である。この権利行使終了日時点のオプション価値<math>C_{N,j}</math>を(1)式を用いて、<math>i=N</math>から<math>i=0</math>までを逐次的に解くと、割当日時<math>(0,0)</math>におけるオプション価値<math>C_{0,0}</math>が得られ、これが1株当たりのオプション価値となる。</p> <p>さらに、期中の行使が可能である期間には、(1)式の代わりに次式を用いることで、早期行使を考慮して1株当たりのオプション価値を求めることができる。</p> $C_{i,j} = \max(S \cdot u^j \cdot d^{i-j} - X, e^{-r\Delta t}(pC_{i+1,j+1} + (1-p)C_{i+1,j})) \quad \dots (2)$ <p>本件においては、割当日から権利確定日までの期間<math>\tau</math>については、(1)式、権利行使開始日から権利行使終了日までの期間<math>(T-\tau)</math>については、(2)式を用いて1株あたりのオプション価値<math>C_{0,0}</math>を算出した。</p> <p>1株当たりのオプション価格<math>(0,0)</math></p> <p>オプションの発行日の株価<math>(S)</math>：令和元年10月31日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>オプションの行使価格<math>(X)</math>：1円</p> <p>割当日から権利確定日までの期間( )：2.4年</p> <p>割当日から権利行使終了日までのオプション期間<math>(T)</math>：5年</p> <p>株価変動性( )：オプションの発行日からオプション期間分遡った期間の各週の最終取引日における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した変動率</p> <p>無リスクの利子率<math>(r)</math>：残存期間がオプション期間に対応する国債の割当日における利回り</p> <p>配当利回り<math>(q)</math>：1株当たりの配当金(平成30年12月期の配当実績)÷オプションの発行日の株価</p> <p>(注) 令和元年10月31日に決定する予定です。</p>

(略)	(略)
-----	-----

- (注) 1. 2019年度新株予約権第11号新株予約権証券(以下、「1 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第11号)」において「本新株予約権」といいます。)は、令和元年9月24日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、当社の従業員及び当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。なお、本新株予約権の払込金額の払込債務は、本新株予約権の割当に際して割当てを受ける者に付与される当社に対する金銭報酬債権と相殺され、金銭の支払いを要しないものとします。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の従業員	126名	2,055個
当社完全子会社の従業員	11名	294個
対象者合計	137名	2,349個

(訂正後)

発行数	2,286個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
発行価額の総額	168,935,400円
発行価格	739円
(略)	(略)

- (注) 1. 2019年度新株予約権第11号新株予約権証券(以下、「1 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第11号)」において「本新株予約権」といいます。)は、令和元年9月24日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、当社の従業員及び当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、本新株予約権の払込金額の払込債務は、本新株予約権の割当に際して割当てを受ける者に付与される当社に対する金銭報酬債権と相殺され、金銭の支払いを要しないものとします。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の従業員	122名	1,992個
当社完全子会社の従業員	11名	294個
対象者合計	133名	2,286個

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は234,900株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	155,268,900円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。 なお、上記金額は、令和元年9月20日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額である。
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は228,600株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	169,164,000円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
(略)	(略)

(注略)

## 2 【新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第12号)】

## (1) 【募集の条件】

(訂正前)

発行数	7,403個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株) (注) 上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
(略)	(略)

- (注) 1. 2019年度新株予約権第12号新株予約権証券(以下、「2 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第12号)」において「本新株予約権」といいます。)は、令和元年9月24日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、同決議に基づき新株予約権の募集が本邦以外の地域において開始されます。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、本邦外において、当社の執行役員及び当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。なお、下記対象となる者の人数は本有価証券届出書提出時の予定人数であり増減することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の執行役員	1名	495個
当社完全子会社の従業員	111名	6,862個
当社完全子会社以外の子会社の従業員	2名	46個
対象者合計	114名	7,403個

(訂正後)

発行数	7,329個(新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株)
(略)	(略)

- (注) 1. 2019年度新株予約権第12号新株予約権証券(以下、「2 新規発行新株予約権証券(2019年度新株予約権第12号)」において「本新株予約権」といいます。)は、令和元年9月24日付の当社取締役会決議に基づき発行するものであり、同決議に基づき新株予約権の募集が本邦以外の地域において開始されます。
2. 本新株予約権の引受けの申込みは、申込期間内に当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で新株予約権割当契約を締結することにより行うものとします。
3. 本新株予約権の募集は、ストックオプション付与の目的をもって行うものであります。
4. 本新株予約権の募集は、本邦外において、当社の執行役員及び当社の子会社の従業員に対して行うものであります。対象となる者の人数及び割当新株予約権数は、以下のとおりであります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の執行役員	1名	495個
当社完全子会社の従業員	110名	6,788個
当社完全子会社以外の子会社の従業員	2名	46個
対象者合計	113名	7,329個

## (2) 【新株予約権の内容等】

(訂正前)

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は740,300株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	740,300円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
(略)	(略)

(注略)

(訂正後)

新株予約権の目的となる株式の種類	ルネサスエレクトロニクス株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする(なお、本新株予約権全体の目的である株式の総数は732,900株が当初の上限となる。) 但し、新株予約権の割当日後に、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の算式により付与株式数の調整を行う。 調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割又は株式併合の比率 また、上記のほか、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができるものとする。 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	732,900円 (注) 下記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間内に新株予約権の行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は減少する。
(略)	(略)

(注略)

## 3 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
156,009,200円	1,500,000円	154,509,200円

(注) 1. 払込金額の総額は、2019年度新株予約権第11号新株予約権証券及び2019年度新株予約権第12号新株予約権証券(以下、「3 新規発行による手取金の使途」において「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。なお、上記金額は、令和元年9月20日現在の東京証券取引所における当社普通株式の終値を基礎として算出された見込額であります。

(略)

(訂正後)

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
169,896,900円	1,500,000円	168,396,900円

(注) 1. 払込金額の総額は、2019年度新株予約権第11号新株予約権証券及び2019年度新株予約権第12号新株予約権証券(以下、「3 新規発行による手取金の使途」において「本新株予約権」と総称します。)の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であります。

(略)